

【消費生活の窓口から】

「のめり込み」にはくれぐれもご注意を！

～ギャンブル等は「適度に」たしなみましょう～

5月14日～20日は「ギャンブル等依存症問題啓発週間」です。

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等ののめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。ギャンブル等を原因とする多重債務や貧困といった経済問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。誰でも陥るおそれがあり、「意志が弱い」「だらしない」といった性格が原因となる疾患ではありません。分かっているのにやめられない……ギャンブル等依存症のサインでは？

【アドバイス】

◆一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。

ギャンブル等依存症は、適切な治療と支援により回復が十分に可能です。ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。

ただし、**本人の「主体性」が「回復」への原動力となります。**まずは今日一日やめてみましょう。

◆借金の肩代わりは禁物です。

本人が問題に向き合い、立ち直す機会を奪ってしまいますので、家族が借金の問題に直接関わることをないようにしましょう。

◆どこへどのように相談してよいか分からないときは、消費生活相談窓口にご相談しましょう。

※詳しくは、消費者庁ホームページ「[ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ](#)」、山形県ホームページ「[依存症関連問題対策](#)」「[ギャンブル問題でお困りのご家族へ（PDF）](#)」をご覧ください。

※ご相談、お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593